

こ成母第 33 号
こ支障第 8 号
社援保発 0117 第 4 号
障企発 0117 第 3 号
令和 7 年 1 月 17 日

各関係団体の長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
(公 印 省 略)
こども家庭庁支援局障害児支援課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局保護課長
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
(公 印 省 略)

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等
に関する法律」の施行について（協力依頼）

平素よりこども家庭行政及び厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼
申し上げます。

本日、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等
に関する法律（平成31年法律第14号）の全部を改正し、昭和23年制定の旧優生保
護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受
けた者に対する補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金（以下「補償
金等」という。）の支給に関し必要な事項等を定めた旧優生保護法に基づく優生
手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和6年法律第
70号。以下「法」という。）が施行されました。

法の円滑な施行のため、貴団体におかれましても、下記の事項につき、御理解、
御協力をいただくとともに、貴団体会員にも周知していただきますようよろし
くお願いします。

記

1. 優生手術等を受けた方等に係る記録の調査

(1) 補償金等の支給の認定を目的とした優生手術等を受けた方等に係る記録の調査

補償金等の支給の認定の判断は、請求者から提出のあった請求書その他の書類に加え、優生手術等を受けた方又は人工妊娠中絶等を受けた方が当時、優生手術等や人工妊娠中絶等を受けたことについて、都道府県や関係機関に残っている記録、又はこれらの機関に在職している職員が知っている事実の聴取録に基づいて行うこととなります。

旧優生保護法が施行されていた当時、障害者支援施設若しくは救護施設等（以下「施設」という。）への入所中又は福祉サービスの利用中に優生手術等や人工妊娠中絶等を受けていた場合もあり、その場合、当該者に係るケース記録等が施設に残っている可能性があります。

特に、都道府県に記録が残っていない場合であっても、①施設に記録が残っているか、②施設に記録が残っていても、当該施設に在職している職員から当該請求者に係る優生手術等や人工妊娠中絶等の実施に関する事実の聴取が得られるのであれば、認定に当たっての重要な判断材料となります。

実際の施設への調査の依頼については、請求を受け付けた都道府県から個別の請求者ごとに行われます。そのため、実際の調査は、具体的に優生手術等や人工妊娠中絶等が行われた時期が特定されている中、その範囲内で行っていただくことが基本となりますので、都道府県から調査依頼を受けた場合には、可能な限り速やかに調査していただき、回答していただきますようお願いいたします。

なお、本調査は法に基づくものであり、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第18条第3項第1号及び第27条第1項第1号により、利用目的の制限や第三者提供に当たっての制限の適用除外となります。

また、今般、請求者の請求支援を行うために、新たに「弁護士による旧優生補償金等請求サポート事業」を創設いたしました。本事業において、サポート弁護士は請求者の委任を受け、請求者に代わって関係機関に資料の有無を照会することとしています。これに関しても、都道府県からの調査依頼と同様に、可能な限り速やかに調査していただき、回答していただきますようお願いいたします。

(2) 個別通知の実施の検討を目的とした対象者に係る情報の提供依頼

都道府県が、既に補償金等の支給対象となりうる者（以下「対象者」という。）を把握している場合に、法第24条第1項に基づき、補償金等の支給対象になりうる旨を当該対象者に個別に通知する（以下「個別通知」という。）に当たり、施設に対し、対象者の情報の提供を依頼する場合があります。

（1）でお示ししたとおり、都道府県に記録が残っていない場合であっても、施設に記録が残っている場合があります。都道府県から個別通知の実施の検討を目的とした対象者に係る情報の提供依頼があった際には、積極的な御協力をお願いできますと幸いです。

なお、この情報提供依頼については、別添1の通知で各都道府県にお示ししているとおり、当該都道府県が、個別通知の実施に係る事務の遂行に支障が生じないように、正確な情報に基づきその実施の検討を行うため、対象者の情報を網羅的に把握する必要があり、そのために必要な限度において、対象者の個人データを保有する施設から当該都道府県に個人データを提供する場合においては、個人情報保護法第27条第1項第4号により、第三者提供に当たっての制限の適用除外となります。

2. 制度の周知

法第24条第1項において、国及び地方公共団体は、補償金等の支給手続等についての周知を行うこととされており、同条第3項においては、その際、対象者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援に関わる関係者の協力を得ることとされています。対象者に、効果的な周知を行うため、様々な場所や機会を通じて、周知を行ってまいります。貴団体におかれても、例えば、会員関係機関等でのリーフレット（別添2及び別添3）の配布、所在する都道府県の担当窓口の案内等、制度の周知に御協力いただきますよう、お願いいたします。

<添付資料>

別添1：「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」の個別通知に係る留意点等について

別添2：旧優生保護法補償金等リーフレット

別添3：旧優生保護法補償金等リーフレット（分かりやすい版）

別添4：旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律関係資料

（関係法令・施行通知）

（照会先）

こども家庭庁成育局母子保健課

菅野、岡井、藤本

電話：03-6862-0505

(別記)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国身体障害者施設協議会 会長 殿
公益財団法人日本知的障害者福祉協会 会長 殿
公益社団法人日本重症心身障害福祉協会 会長 殿
全国肢体不自由児施設運営協議会 会長 殿
一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会長 殿
全国盲ろう難聴児施設協議会 会長 殿
社会福祉法人 全国重症心身障害児（者）を守る会 会長 殿
社会福祉法人 日本肢体不自由児協会 会長 殿
日本肢体不自由児療護施設連絡協議会 会長 殿
独立行政法人国立病院機構 理事長 殿
一般社団法人全国医療的ケア児者支援協議会 会長 殿
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国救護施設協議会 会長 殿